

告示第 124 号

太子町インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱（令和 2 年告示第 115 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 15 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、町長がインフルエンザの流行状況その他特別の事情があると認めるときは、接種期間を変更することができる。